

第二次 備前市行政改革大綱

平成23年3月

備 前 市

目 次

第1 行政改革の基本方針	
1 さらなる財政体質の改善	1
2 改革の5つの柱	1
3 実施期間及び実施項目	1
4 推進方法	1
第2 行政改革の方針	
I. 経営感覚に基づく行政運営	2
1 事務事業の見直し	2
2 業務委託等の推進	2
3 行政評価・内部統制	2
4 組織・機構の見直し	2
5 施設の見直し	2
6 行政サービスへの情報通信技術活用の推進	3
7 市民サービスの向上	3
II. 健全な財政基盤の確立	3
1 税の適正課税・収納対策	3
2 税外未収金の収納対策	3
3 収納率向上と負担の公平性確保	3
4 受益者負担の見直し	3
5 減免基準の見直し	4
6 その他歳入確保	4
7 補助金・給付金等の見直し	4
8 公共事業の見直し	4
9 安定した財政基盤の構築	4
III. 職員の意識改革と能力の向上	4
1 職員数の削減	4
2 給与の適正化	5
3 人材育成等	5
IV. 市民との協働による市政の推進	5
1 備前市まちづくり基本条例	5
2 情報公開	5
3 各種団体への関与の見直し	5
4 その他	5

V. 関連組織の改革	5
1 議会・各種委員（非常勤特別職）等	5
2 地方公営企業等の経営健全化の推進	6
3 外郭団体の見直し	6

第1 行政改革の基本方針

1 さらなる財政体質の改善

本市は、厳しい財政状況の中、平成17年度に、17年度から21年度までを実施期間とした「備前市行政改革大綱」を策定し、その実施計画である「備前市集中改革プラン」により改革に取り組んだ結果、一定の改善が図られてきたところです。

しかし、今後の財政状況については、普通交付税の合併算定替えによる削減（平成27年度から5年かけて約10億円が削減される見込み）に加え、景気や少子高齢化等による市税の伸び悩みにより歳入は減少する一方、社会福祉関係費の増大や新たな行政課題への対応により歳出は拡大する見込みで、きわめて厳しくなることが明白です。

このような深刻な財政見通しを踏まえ、「第二次備前市行政改革大綱」を策定し、新たな改革を実施していきます。

今まで以上の簡素で効率的な行財政運営はもとより、最少の経費で最大の効果が上がるよう行政サービスの選択と集中を行い、自立した持続可能な行財政システムを構築して、限られた行政経営資源を世代間にバランス良く配分し、将来にわたって市民生活を守っていきます。

2 改革の5つの柱

- I. 経営感覚に基づく行政運営
- II. 健全な財政基盤の確立
- III. 職員の意識改革と能力の向上
- IV. 市民との協働による市政の推進
- V. 関連組織の改革

3 実施期間及び実施項目

(1) 実施期間

この大綱は、平成22年度から平成26年度までの5年間を実施期間とします。

(2) 実施項目

この大綱は、実施期間中に取り組むべき行政改革について方向を示したものであり、各項目の具体的な取り組みとその目標数値等については、「備前市行財政改革プラン」で掲げるものとします。

4 推進方法

市長を本部長とする備前市行財政改革推進本部で、進捗状況の点検・確認を行い、その結果を毎年度公表するとともに、進捗状況に応じて必要な取り組みを次年度に反映します。

第2 行政改革の方針

I. 経営感覚に基づく行政運営

1 事務事業の見直し

限られた財源の中で、真にサービスを必要としている人に必要なサービスを提供できるように、原点に立ち返り、効果の上がらないもの、実績を伴わないもの、事業開始当初の目的を達成したものについては、廃止、縮小していきます。

内部管理事務については、簡素化・効率化を推進し、経費の削減を図ります。特に、定型的な事務については、徹底した見直しを行い、効率的な事務処理に努めます。

2 業務委託等の推進

民間のノウハウや活力を活用し、行政サービスの質的向上と行政コストの削減を図るとともに、職員数の削減に対応していきます。

施設の管理運営では、指定管理者制度の導入等を進め、事業の効率化を図ります。

3 行政評価・内部統制

事業の実施においては、限られた財源の中で本当に必要な事業を選択し集中的に行政資源を投入していく必要があり、その作業に、行政の活動を一定の基準により評価する行政評価を活用していきます。

また、市民から信頼される市役所となるため、民間では整備されているリスク管理に関する基本的な方針を立て、そのチェック体制を構築します。

4 組織・機構の見直し

職員数の削減計画を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応した施策を機動的に展開できるようにします。

5 施設の見直し

公共施設の維持管理経費は年々増加し、財政の圧迫要因となっています。この分野は合併効果の発現が一番遅れており、施設の統廃合の検討を進めて効率化を目指します。

- ・類似施設の廃止、統合、地域への移管等
- ・利用率の低い施設の閉鎖、譲渡、用途変更等
- ・市が行政サービスとして行う必要性の低い施設や民間と競合する施設の民営化（譲渡）、閉鎖その他の合理化

教育施設（保育園を含む。）についても、少子化で今後も児童数が減少する中、現在の数が適正かどうか検討し、統廃合計画を策定します。（耐震化工事等施設改修に当たって、将来の必要性が重要となります。）

6 行政サービスへの情報通信技術活用の推進

市役所の様々な業務にITを活用し、市民サービスの向上と行政運営の簡素効率化を図ります。

7 市民サービスの向上

市の仕事は市民のためという理念を全職員が共有し、市民の信頼を高めることを第一に行動します。

市民にとって、市役所のイメージを実感できる場所は窓口や電話対応のときであり、その充実に努めます。

市民の知りたい情報の提供や市民の声を聞く姿勢を持ち、市民との信頼関係を構築していきます。

II. 健全な財政基盤の確立

1 税の適正課税・収納対策

安定的な財政基盤の確立には、市税収入の確保に努めることが最も重要であるため、適正賦課と徴収強化により、財源の確保に努めます。

市税の適正課税、収納率の向上・滞納額の削減は、市の財政運営ばかりでなく、税の公平性の確保にとって極めて重大です。税の滞納は、結果的に多くの善良な納税者の負担となってしまう、市民のモラルハザードにもつながりかねないことから、高い収納率の維持を目指します。

また、便利な納付方法の提供や適切な納付相談等を行い納付環境を整えるとともに、滞納者に対しては厳正な対応で臨んでいきます。

2 税外未収金の収納対策

税外債権についても、負担の公平性の見地から、一層の徴収対策に努めます。

公平性の確保及び制度の安定的な運営を図るため、収納率の向上と収入未済額の圧縮に取り組みます。

3 収納率向上と負担の公平性確保

市では、市民に納めていただいた市税等を財源として、さまざまな行政サービスを実施しています。

滞納がある方と完納されている方が同じ行政サービスを受けることは、負担の公平性を阻害することになるため、滞納者に対する行政サービスの制限を検討します。

4 受益者負担の見直し

特定のサービスの受益者には、それに要した費用の適正な負担を求めることが市民間の公平性の確保につながります。

施設の使用料については、コスト（人件費、減価償却費を含む。）、受益者の範囲

等から負担の割合を設定し、定期的に見直しを行います。

5 減免基準の見直し

利用者の応分の負担と、非利用者との公平性を確保するため、施設使用料の減免の範囲を限定し、基準を統一します。

6 その他歳入確保

普通財産として保有している市有地のうち、未利用地については現状を的確に把握し、有効活用や賃貸、売却処分等を行い、歳入の確保につなげます。

その他の新たな自主財源の確保についても取り組んでいきます。

7 補助金・給付金等の見直し

市として維持すべきもの（市民生活の安心・安全の確保や次代を担う子どもの育成）以外は、補助意義の希薄化、市民の福祉向上の観点から見直しを行い、終期を設定できないものは、補助率の見直しを行います。

一度補助金を交付することになると既得権化する傾向があることから、新たに補助制度を設けるときには「スクラップ&ビルドの原則」を踏まえるとともに、終期の設定を行うこととします。

また、本市が加入している一部事務組合等の負担についても、本市の財政状況等を踏まえ、負担の軽減を強く要請していきます。

8 公共事業の見直し

市が行う公共工事について、経費縮減を図ります。

継続事業の平準化、事業期間延伸や新規事業の抑制を行い、投資的経費を抑制していきます。

国・県支出金等の情報を的確に把握・活用して、財源を確保していきます。

9 安定した財政基盤の構築

財政活動の効率化・適正化を進めるため、財務情報の充実を図りその活用を進めます。

行政評価を活用して歳出の合理化を進めるとともに、事業の将来コストや予算の執行実績の状況を的確に把握し、予算編成に活かせるよう改革を推進していきます。

公債費の抑制のため、市債総額の発行額を公債費の元金償還額以内に留め、公的資金については繰上償還制度を活用し、将来にわたる負担の軽減を図っていきます。

Ⅲ. 職員の意識改革と能力の向上

1 職員数の削減

定員適正化計画に基づき、行政職については、退職者に対する職員の新規採用を継続して抑制することにより、職員数を削減していきます。

2 給与の適正化

国・県、民間等の状況を踏まえ、市民の理解を得られる給与制度の構築と適正な運用を図っていきます。

3 人材育成等

組織経営での重要なポイントは、人材をいかに育成し活用するかにかかっています。

経営資源としての人の重要性を再認識し、地方分権の進展を背景に、日々多様化する市民ニーズや各種の行政課題に的確な対応のできる人材育成に努めていきます。

IV. 市民との協働による市政の推進

1 備前市まちづくり基本条例

まちづくりの基本理念と仕組みを明らかにし、市民と一体となってまちづくりを実現することを目的とした条例で、市民がまちづくり活動や市政にもっと参加していけるよう市民の権利を定める一方、役割として、自らができる範囲で、まちづくりに主体的に取り組むよう定めています。

この条例の実効性を確保していきます。

2 情報公開

市の保有する情報を公開し、市民と情報を共有することにより、市政に関する理解と信頼を深めていきます。

行政活動の多様化や厳しい財政状況等を背景として、市民に対して、税財源の使用状況や資産・負債の状況を分かりやすく開示し、説明責任を果たしていきます。

3 各種団体への関与の見直し

団体の事務局機能を市が担っているものについては、団体の主体性、自立性の涵養を阻害するおそれがあり、さらに、補助金受給団体では、補助を出す側と受ける側が同一となっていることから、関与のあり方を見直す必要があります。

市が政策的な観点から設立したもの、公共性や公益性が高いもの等を除き、団体の自立を促します。

4 その他

「自助・共助・公助」の視点で役割を担う、新しい時代の地域づくりを進めていきます。

V. 関連組織の改革

1 議会・各種委員（非常勤特別職）等

定数と報酬の見直しを行うとともに、各種委員会については、所期の目的を達成し

たものは廃止し、目的の類似しているものについては統合も検討していきます。

2 地方公営企業等の経営健全化の推進

公営企業は公共サービスを提供する企業であり、病院事業、上水道事業、下水道事業等、市民に必要不可欠なサービスを安定的に供給する使命があります。

現在、本市の公営企業は、その経営のための財源を事業収入だけでは賄いきれず、一般会計からの繰入金にも依存しています。そのため、一般会計にとっては大きな負担になっており、各会計の経営改革が喫緊の課題となっています。

事業の収支改善のため、歳入のより一層の確保を図るとともに、歳出では徹底した事務事業の見直しを行い、効率的な運営を図ります。

また、民間の経営管理手法についても研究し、経営の効率化を計画的に推進し、独立採算を基本とした健全な経営に取り組み、一般会計からの繰入金の削減に努めます。

3 外郭団体の見直し

公社・第三セクター等の外郭団体（出資法人等）については、今後のあり方を明らかにし、統廃合等の抜本的な見直しや、さらなる経営改善を推進していきます。